

### **技術者等の兼任について（注意喚起）**

- ・今般、上下水道局において発注する建設工事で、受注者において現場代理人の常駐義務及び専任義務に違反している事案がありました。
- ・本市において発注する建設工事については、入札説明書共通事項において技術者等の兼任が可能な場合として規定する場合等を除き、他の建設工事及び建設工事以外の業務その他の案件に係る職務とは兼任できないので、注意してください。
- ・また、兼任が可能な場合で兼任を予定しているときは、兼任に係る要件、手続等を十分確認してください。